

## 再 評 価 調 書

I 事業概要					
事業名	農業農村整備事業（防災ダム事業）				
地区名	いちだひがしいけ 市田東池地区				
事業箇所	豊川市				
事業のあらまし	<p>本地区は、豊川市の中央部に位置し、約 6.6ha の農地をかんがいするため池として地域農業へ重要な役割を果たしている。</p> <p>一方、本地区は東海地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、東日本大震災において、福島県の農業用ダムが決壊し甚大な被害が生じた例もあり、震災への不安が高まっている。</p> <p>平成 21 年度に行われた耐震点検により堤体の安定不足が判明したことから、堤体を補強し、ため池決壊による農地・農作物・農業施設・公共施設等への被害を未然に防止することを目的として、平成 27 年度から防災ダム事業を実施し、平成 30 年度に完了する予定である。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>ため池決壊による農地等の 45.2 ha の被害を未然に防止し、農業経営の安定を図る。</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>				
計画変更の推移		事前評価時	再評価時	変動要因の分析	
	事業期間	H27～H30	H27～H30		
	事業費（億円）	1.01	1.65		
	経費内訳	工事費	0.94	1.54	自然増及び対策工法変更による増
		用補費	0.01	—	精査による減
その他		0.06	0.11		
事業内容	堤体工 1 式 取水工 1 式	堤体工 1 式 取水工 1 式			
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <p>市田東池は農業用ため池として重要な役割を果たしており、耐震点検によって堤体の安定性不足により地震時に決壊する恐れが明らかとなり、早急に堤体を補強し、ため池決壊による被害を未然に防止する必要がある。</p> <p>【再評価時の状況】</p> <p>計画施設は、地区の農業用ため池として重要な施設であり、堤体の安定性不足は変わっておらず、その重要性、整備の必要性は事前評価時と同程度と考えられる。</p> <p>【変動要因の分析】</p> <p>堤体の安定性不足や決壊による被害は改善されておらず、事業の必要性は依然として高い。</p>			
	判定	<p><b>B</b></p> <p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。 B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。 C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p> <p>※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。</p>	<p>【理由】</p> <p>地区の堤体の安定性不足は変化しておらず、事業の必要性は事業着手時と同等であるため。</p>		

②事業の進捗状況及び見込み	1) 進捗状況	【事業計画及び実績】				
			H27	H28	H29	H30
	工種区分	調査・設計	←→			
		工事		←→		
		・堤体工		←→		
		・緊急放流工			←→	
	事業費(億円)	前回計画	1.01			
		実績	0.94			
		今回計画	0.94			0.71
		【進捗率】				
		これまでの計画に対する達成状況			全体進捗状況	
		計画	実績	達成率(%)	計画	進捗率(%)
		[①]	[②]	[②÷①]	[③]	[②÷③]
	堤体工	1	0	—	1	—
	取水工	1	0	—	1	—
	事業費(億円)	1.01	0.94	93.1%	1.65	57.0%
	工事費	0.94	0.89	94.7%	1.54	57.8%
	用地補償費	0.01	—	—	—	—
	その他	0.06	0.05	83.3%	0.11	45.5%
	【施工済みの内容】 堤体工1式の一部					
	2) 未着手又は長期化の理由	なし。				
	3) 今後の事業進捗の見込み	<p>【阻害要因】 ため池堤体部に支障となる構造物があり盛土計画の変更を行ったが、今後、阻害要因はない。</p> <p>【今後の見込み】 今後、予算確保に努めながら事業の進捗を図り、予定工期内の完了を目指す。</p>				
	判定	<p><b>A</b></p> <p>A：これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。 B：次のいずれか（該当する項目に「○印」を付ける）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。</li> <li>・これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。</li> <li>・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。</li> </ul> <p>C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。</p>				
		【理由】 今後、阻害要因もなく計画通りの完成が見込まれるため。				
Ⅲ 対応方針						
	継続	<p>中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。</p>				

#### IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

本事業は想定規模の地震がなければその効果は検証できないため、事業完了後5年間に実際に地震（震度5弱以上）が発生した場合に堤体への影響（漏水・堤体クラック等）を検証する。